

180日を超える入院に係る費用の徴収について

同じ症状による通算の入院期間が180日を超えた患者さん(難病等の厚生労働省より定められた疾患や状態を除く)については、入院基本料の15%が健康保険等から病院に支払われなくなるため、入院1日につき、2,712円を自己負担していただくこととなります。